

佐賀県総合運動場等整備基本計画（案）

平成 29 年 3 月

佐 賀 県

目次

第1章 プロローグ

1. 計画策定の背景..... 1
2. 計画の趣旨..... 2
3. 上位関連計画 3
4. 将来に残したいレガシー..... 4
5. 目指す姿 4
6. 整備エリア..... 5

第2章 施設の概要

1. 整備エリア周辺の環境..... 7
2. 施設の現状と課題 8
3. 施設整備に係る法規制等の諸条件 12

第3章 整備基本方針

1. 整備にあたっての基本的考え方 13
2. 整備基本方針 15

第4章 整備基本計画

1. 整備の方向性..... 17
2. エリアのゾーニング..... 21
3. 整備内容..... 22
4. 整備イメージ..... 30

第5章 整備スケジュール

1. 整備スケジュール 31
2. 施設整備計画の具体化に向けて..... 32
3. 施設運営における戦略について 33

第1章 プロローグ

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化が進行する中で、人々の価値観やライフスタイルの変化により、スポーツに対するニーズも多様化してきており、定期的な運動・スポーツ実施者の割合増加や、障害者スポーツの認知度アップと競技性の高いスポーツの出現などにより、行政に求められる役割も変化しています。

国においては、平成 27 年にスポーツ庁が設置され、国際競技力の向上はもちろんのこと、スポーツを通じた健康増進、地域や経済の活性化、国際貢献などを、総合的・一体的に推進し、旧来からのスポーツ振興に加えて、スポーツを通じた社会発展の理念の実現や、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向け、様々な施策が展開されています。また、日本再興戦略 2016 においてスポーツの成長産業化を「官民戦略プロジェクト 10」に位置づけ、スポーツ市場規模を 2015 年の 5.5 兆円から、2025 年までに 15 兆円に拡大するとの目標が掲げられており、スタジアム・アリーナを核とした官民連携による新たな公益の発現の在り方を提言する「スタジアム・アリーナ改革指針」を平成 28 年度に策定するなど、地域・経済活性化のために積極的にスポーツ施設を利用する動きが高まりつつあります。

佐賀県では、「-佐賀県総合計画 2015- 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」において、6 本の政策の柱のひとつとして「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」を位置づけ、佐賀県の豊かな歴史や文化・伝統などの魅力が世界へ発信され、国内外の交流人口が増えるとともに、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる交流拠点づくりを進めています。また、佐賀県スポーツ推進計画（計画期間平成 26 年～35 年度）においては、県民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応し、誰もが安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができる環境をつくっていくため、スポーツ施設等について、ソフト・ハードの両面から利便性や機能性を高めていくことを掲げています。

このような中、佐賀県では 2023 年（平成 35 年）に 47 年ぶりに国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることから、この大会を一過性のイベントに終わらせることなく、地域の活力を生み出す象徴となるべき場所を創出するための機会と捉え、単に個々の施設に必要な整備を施すという視点だけでなく、今後、長きにわたり、夢や感動を生み出す県内スポーツの一大拠点として新たに生まれ変わらせることを念頭に、佐賀県の浮揚にも活かしていくため、県有スポーツ施設の整備について検討することとしました。

2. 計画の趣旨

佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館（以下「佐賀県総合運動場等」という。）は、昭和 51 年に佐賀県で開催された国民体育大会の前後に整備されたものが多く、施設の老朽化とともに、現在のスポーツ施設に求められる規模や機能が十分ではないなど、国内外の大規模な大会の開催やキャンプ誘致の対応が難しいことなどが課題となっています。

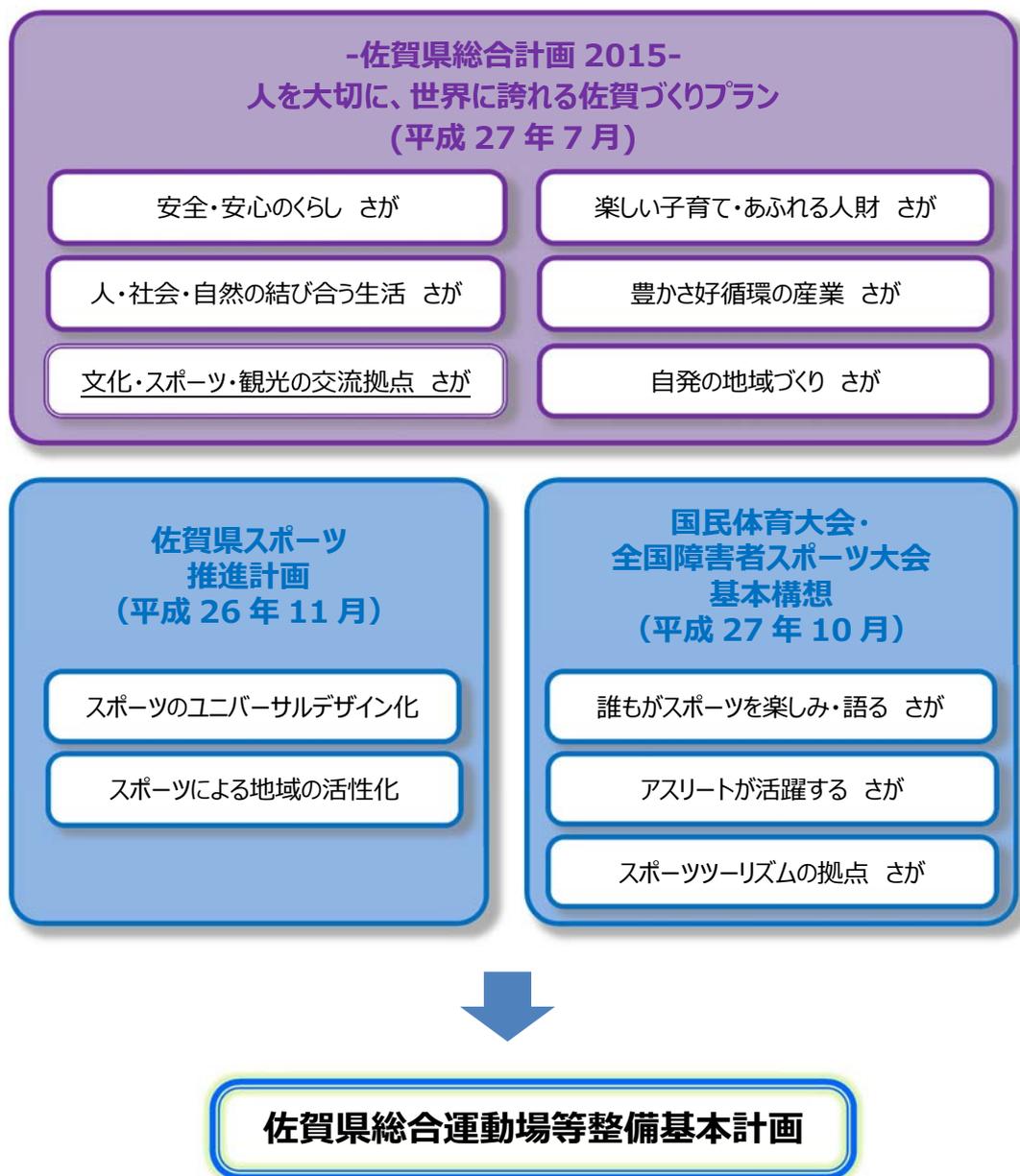
このようなことから、本計画では、アスリートがベストパフォーマンスを発揮できるよう、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催のための整備はもちろんのこと、大会後のことをしっかりと考え、スポーツを「する」楽しみだけでなく、「観る」、「支える」など、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込むといった施設となるとともに、スポーツをはじめとした様々な活動を通じて都市の魅力をどのようにして創り出すのか、またそれを活用して街の活性化にどう繋げていくのか、さらには大会のレガシーとしてどう活かすかなどを考え、その拠点となる施設を整備するための基本的考え方や基本方針、各施設の担う役割を整理したうえで、施設の整備内容や整備スケジュールなどを示します。



総合運動場・総合体育館航空写真

3. 上位関連計画

佐賀県総合運動場等整備基本計画に関連する計画は、佐賀県総合計画 2015 や佐賀県スポーツ推進計画のほか、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会基本構想があり、これらの計画等を踏まえて本計画を策定しています。



関連計画と佐賀県総合運動場等整備基本計画の関係

4. 将来に残したいレガシー

平成35年に佐賀県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の基本構想において、大会後に佐賀県に残したいものを『さがんレガシー』として、以下のように定めています。

【誰もがスポーツを楽しむ・語る さが】

誰もが、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、「する」「観る」「支える」など、日常的にスポーツを楽しむことができる。

また、生活の様々な場面で、世代を超えてスポーツを語っている。



【アスリートが活躍する さが】

佐賀県ゆかりのアスリートやチームが、オリンピック・パラリンピックや国体など、世界や国内トップレベルの舞台で活躍し、県民に元気と誇りを与えている。



【スポーツツーリズムの拠点 さが】

佐賀県の豊かな自然、歴史、文化などの魅力が発信され、多くの人が国内外から観光やスポーツイベントやキャンプ・合宿で佐賀を訪れ、交流するなど、スポーツによって地域が賑わっている。



5. 目指す姿

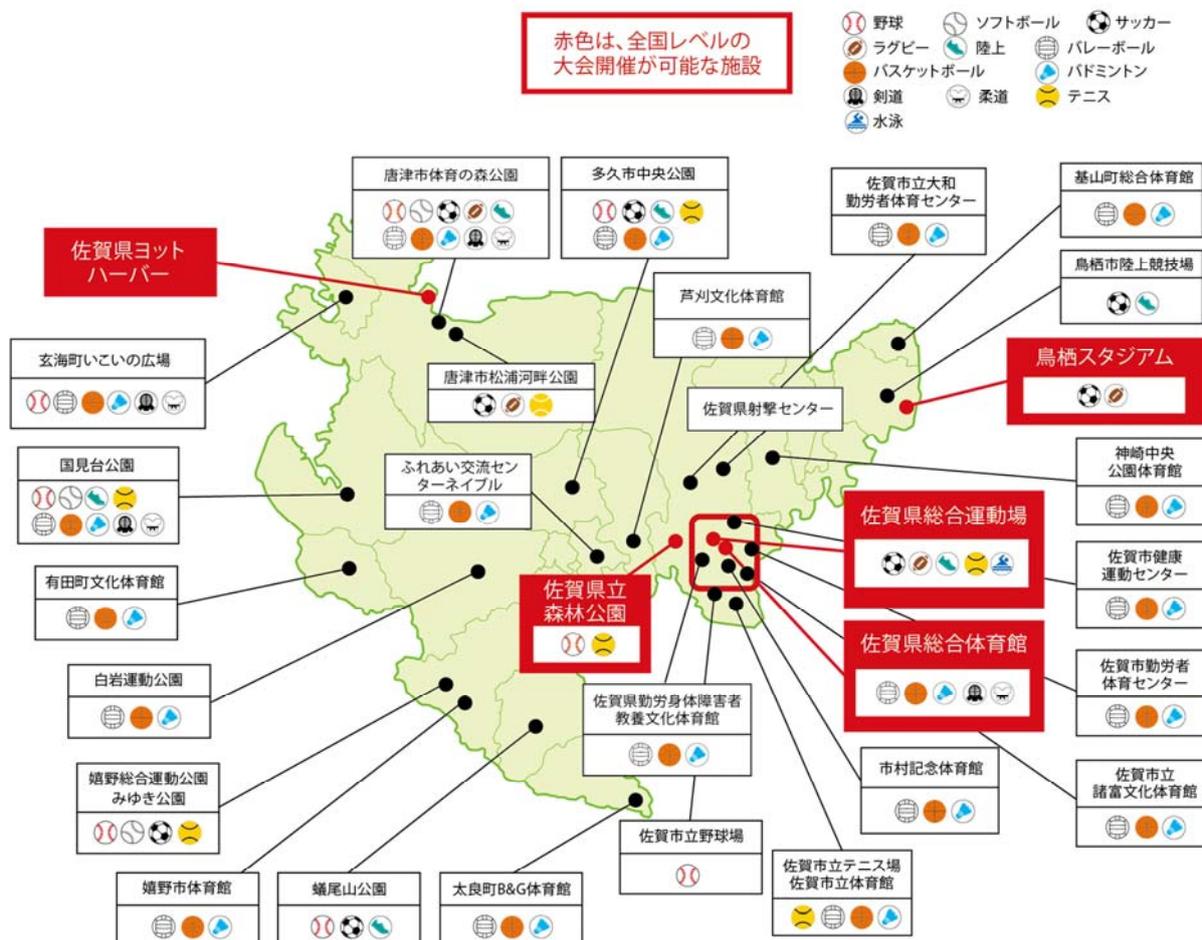
総合運動場・総合体育館エリアが、さがんレガシーを発現する『スポーツレガシーエリア』となり、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる佐賀県となることを目指します。

6. 整備エリア

<県内のスポーツ施設の状況>

県下全域を見ると、各市町単位では運動場や体育館は概ね偏りなく配置されていますが、全国レベルなどの大規模な大会を開催できるような施設はあまり多くはありません。

一方、総合運動場・総合体育館のエリアは、陸上競技場や水泳場、柔道場、剣道場、体操場、弓道場など、県を代表するスポーツ施設が集積しており、これまでも全国レベルをはじめ、九州、県レベルの大会が多く開催されています。



県内スポーツ施設の配置

＜総合運動場・総合体育館エリアの評価＞

総合運動場・総合体育館エリアの場所は、県のほぼ中央部に位置し、佐賀駅や九州佐賀国際空港、高速道路などの交通機関に近いことから、県下全域からのアクセスはもちろん、県外（特に福岡都市圏）からもアクセスしやすい場所に位置しています。

また、ホテルや総合病院からも近いなど、様々な施設がコンパクトにまとまっており、多くの人から親しまれる環境が整っています。

さらには、このような環境は国内外からキャンプで訪れたチームなどから高い評価をもらっているところです。



このように、総合運動場・総合体育館のエリアは、これまでもスポーツエリアとして高い評価を受けており、今回さらにその機能の充実を図ることによって、県内だけでなく、県外からもスポーツの一大拠点エリアとして認識されるようになり、その結果として、エリアの求心力や集客力が高まることが重要と考えており、そのためにも現在の場所で整備することとします。

第2章 施設の概要

1. 整備エリア周辺の環境

総合運動場・総合体育館エリアは、総合運動場が約24ha、総合体育館が3.4haの広さを有し、場所は国道34号・国道263号に接し、北は佐賀大和I.Cまで5.5km、南は佐賀駅まで1.4km、佐賀市中心部まで約3kmに位置しています。

今回整備するエリアは、佐賀駅、九州佐賀国際空港、高速道路などの交通機関に近く、県内外からアクセスしやすい場所になっています。



2. 施設の現状と課題

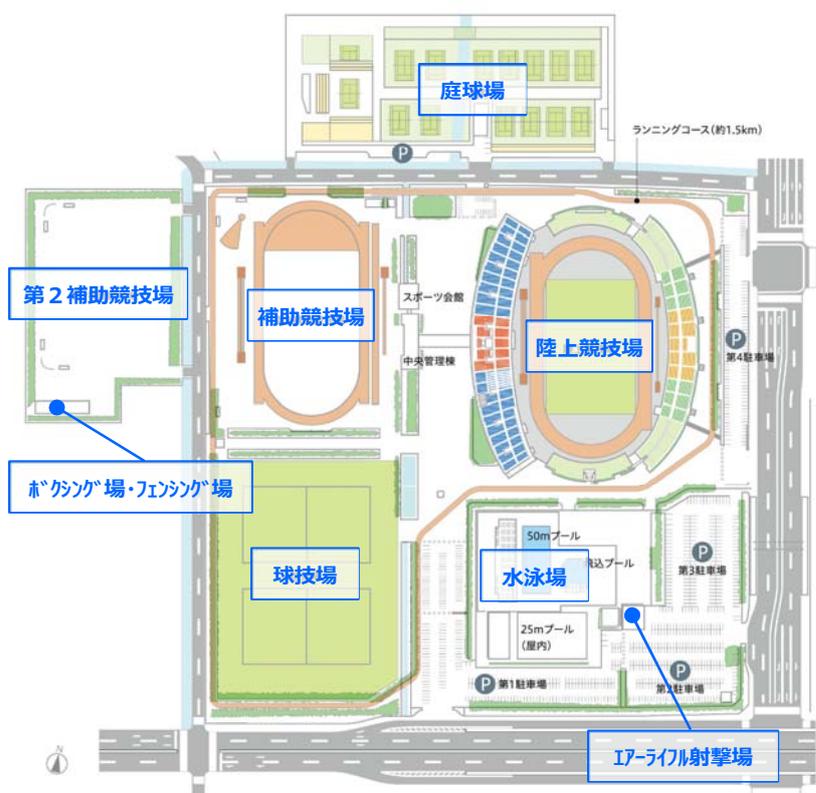
(1) 施設の現状

① 総合運動場

施設名 (設置年)	概要
陸上競技場 (S45)	17,000人収容、第1種公認陸上競技場 400m×8レーン、天然芝1面、夜間照明4基 砲丸サークル4箇所、ハンマーサークル2箇所 やり投助走路2箇所、走幅跳砂場4箇所 棒高跳ボックス6箇所、水泳1箇所
補助競技場 (S44)	400m×6レーン、天然芝1面 砲丸サークル、やり投助走路、 走幅跳砂場3箇所、棒高跳ボックス2箇所
第2補助競技場 (S49)	野球・ソフトボール2面、 サッカー・ラグビー1面、投てき練習場
球技場 (S45)	サッカー・ラグビー2面 (人工芝) 夜間照明12基
庭球場 (S49)	スタンド3,000人収容、砂入り人工芝14.5面 クラブハウス
水泳場 (S43)	スタンド1,580人収容 50mプール (屋外) : 8コース 25mプール (屋内) : 8コース 飛込プール (屋外) : 10m、7.5m、5m

施設名 (設置年)	概要
ボクシング場 (S63)	ボクシングリング1基
フェンシング場 (S63)	ピスト3面
エアライフル射撃場 (H1)	10射座 (うちビームライフル用3射座)
中央管理棟 (S49)	事務所、合宿所 (72人宿泊可) クラブハウス
駐車場	1,003台

【施設配置】



陸上競技場



補助競技場



球技場



水泳場



庭球場

②総合体育館

施設名(設置年)	概要
大競技場 (S61)	延床面積 5,125 m ² (フロア 1,813 m ²) 観客席 2,118 (固定席 1,350、可動席 768) バレーボール 3 面、バスケットボール 2 面 テニス 2 面、バドミントン 10 面 ハンドボール 2 面、卓球 20 台
小競技場 (S61)	延床面積 1,068 m ² (フロア 896 m ²) バレーボール 2 面、バスケットボール 1 面 バドミントン 6 面、卓球 8 面
柔道場 (S61)	延床面積 1,023 m ² (フロア 496 m ²) 公式 2 面、観客席 180
剣道場 (S61)	延床面積 1,023 m ² (フロア 496 m ²) 公式 2 面、観客席 180
弓道場 (S61)	延床面積 272 m ² 10 人立
相撲場 (S61)	延床面積 155 m ² 観客席 350
体操場 (S61)	延床面積 1,078 m ² 選手控室、体操競技用具一式
トレーニング場 (S61)	延床面積 389 m ² トレーニング器具一式
研修室 (S61)	延床面積 95 m ² 60 人収容
駐車場	346 台



総合体育館外観



大競技場



小競技場



剣道場



相撲場

【施設配置】



③市村記念体育館

施設名 (設置年)	概要
競技場 (S38)	延床面積 4,318 m ² (フロア 1,180 m ²) 観客席 820 バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面 テニス 2 面、バドミントン 6 面、 卓球 18 台
舞台 (S38)	舞台 (間口 30m、奥行 7m) 補助舞台 (間口 18m、奥行 5m)
その他	楽屋 5 室、更衣室、シャワー室、集会室
駐車場	33 台



市村記念体育館外観

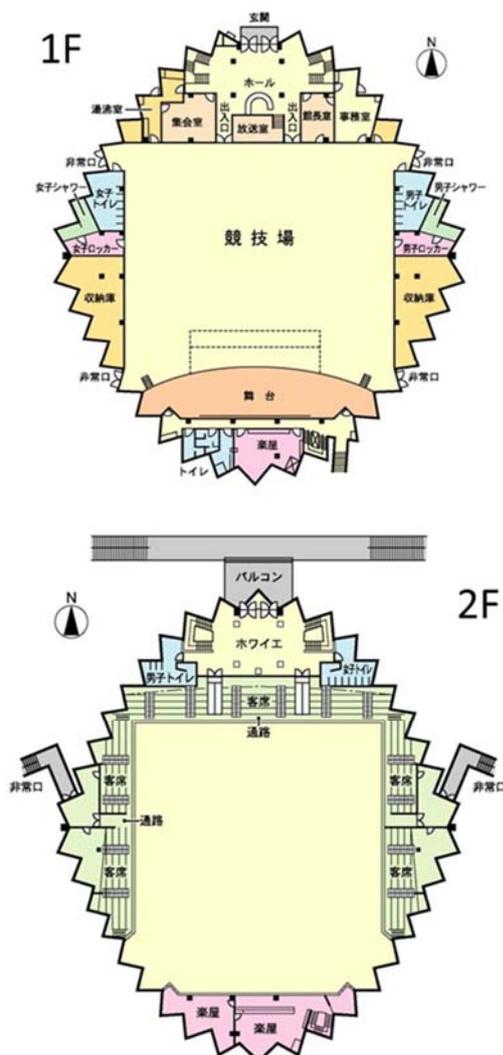


競技場



楽屋

【施設内配置】



(2) 施設の課題

県有スポーツ施設は、これまで長年にわたり本県スポーツの主要施設として、スポーツの普及、競技力向上などの役割を担ってきました。

しかしながら、施設の老朽化とともに、現在のスポーツ施設に求められる規模や機能が十分ではないなどの課題があります。

今回の整備基本計画策定にあたっては、現在の施設の課題を次のとおり整理しています。

① 国体の基準を満たしていない

- ・陸上競技場（第3種公認の補助競技場がない、雨天練習場がない等）
- ・水泳場（屋内50mプールがない、コース幅が基準を満たしていない等）
- ・庭球場（コート数が不足している等）

② 施設が老朽化している

- ・総合運動場（築45年）、総合体育館（築30年）、市村記念体育館（築53年）

③ 『観る』スポーツのために整備された施設がない

- ・全国大会や九州大会等の大規模大会を開催する場合に、観客席数や練習会場、諸室等が不足している。
- ・屋内競技のプロスポーツの試合を開催するための条件が整っていない（メインアリーナのサイズ、観客席数、練習会場、諸室等）。
- ・屋外競技のプロスポーツの試合を開催するための条件が整っていない（諸室不足等）。

④ 『育てる』スポーツのための環境が十分でない

- ・総合体育館には、小競技場や柔道場・剣道場などに空調がなく、選手が競技を行うための環境としては十分ではない。
- ・ボクシング場・フェンシング場やエアライフル射撃場は施設の広さが十分でなく、今後の選手育成を見据えた時に、競技力向上を支援できるような環境が整っていない。

⑤ 『憩い、にぎわう』施設となっていない

- ・スポーツをする人だけのための施設となっており、大会等が開催されていない時は閑散としている。
- ・施設同士の繋がりがなく、一体感がない。

⑥ 障害者がスポーツを楽しむための環境が十分でない

- ・通路幅、段差、トイレなど障害者が利用する環境が十分でない。

3. 施設整備に係る法規制等の諸条件

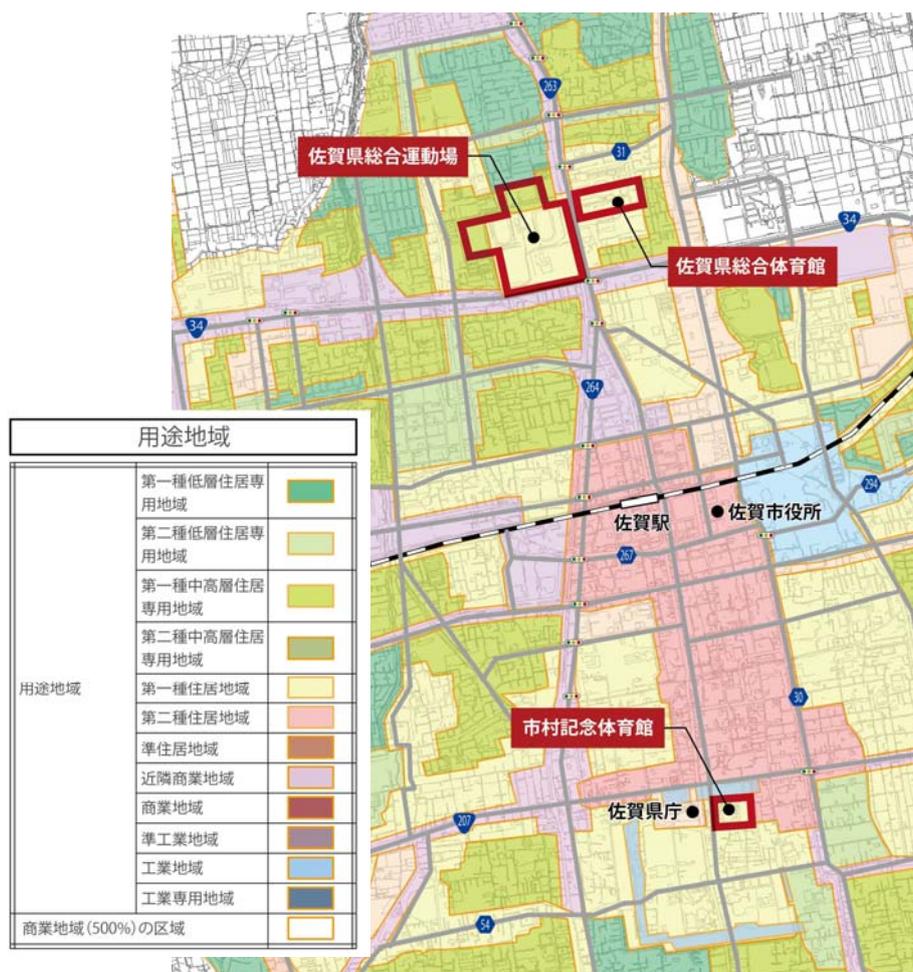
(1) 用途地域

都市計画法上の区域・用途地域は、下記に示すとおり。

- ・総合運動場：市街化区域 第一種住居地域／第一種中高層住居専用地域
- ・総合体育館：市街化区域 第一種住居地域
- ・市村記念体育館：市街化区域 第一種住居地域

(2) その他地域地区等

- ・総合運動場：指定なし
- ・総合体育館：指定なし
- ・市村記念体育館：準防火地域／総合公園（佐賀城公園）内／高度地区／文教地区／地区計画地区（佐賀城内地区）



用途地域等

第3章 整備基本方針

1. 整備にあたっての基本的考え方

総合運動場・総合体育館エリアの整備にあたっては、長きにわたり県民の夢や感動を生み出す一大拠点づくりであることを念頭に、今後の佐賀県の浮揚にも活かしていくため、スポーツをはじめとした様々な活動を通じて都市の魅力をどのようにして創り出すのか、また施設を活用して街の活性化にどう繋げていくのか、さらには大会のレガシーとしてどう活かすかなどを考えて、計画等を策定する必要があります。

広く県民の方々が、スポーツを『する』楽しみはもちろんのこと、『観る』楽しみや『支える』楽しみなど、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる施設を目指します。

また、本県ゆかりのアスリートが様々な競技で活躍し続けられるような『育てる』機能や、スポーツをしない人たちも楽しんでいただけるような『憩い・にぎわう』空間を持つ施設となるように整備することとします。

施設整備にあたって必要な視点

▶ 県有施設としての役割

県の施設としては、市町の施設では開催できないような催しを開催し、そこに県内外から人を集めるようにしなければならないと考えています。そのためには、プロの試合や全国レベルの大会が開催できるとともに、そのような試合を快適に観戦できるような環境を整える必要があります。

また、佐賀県ゆかりの選手がトップアスリートとして活躍しているシーンをはじめ、一流のスポーツイベント等に直に触れることが可能となるような「観る」機能、「魅せる」機能を充実させることが重要であり、子どもたちがあそびたいとあこがれる場所となるような施設として整備する必要があります。

これに加え、今後30年、40年先を見据え、スポーツだけの利用にとどまらず、コンサートや展示会、会議など、多目的でも利用が可能な、収益を生み出すような施設を整備する必要があります。

▶ 各施設の役割（ターゲットの明確化）

施設の整備にあたっては、各施設の役割を整理して、誰をターゲットにした施設を作るのかを明確にすることで、その施設に必要な整備内容も明確になり、結果、使いやすい施設になると考えています。

このようなことから、アスリートがベストパフォーマンスを発揮することは勿論のこと、利用者が楽しみながらスポーツを行うような『する』スポーツを提供する施設なのか、プロの試合やトップアスリートの競技などを観戦するような『観る』スポーツを提供する施設なのかなど、各施設の役割を整理した上で施設を整備する必要があります。

▶ 施設の利用者、運営者の想定

施設を整備するにあたっては、施設整備を検討する時点から誰が使うのか、誰が運営するのかということを考え、利用者や運営者にとって使いやすい施設にする必要があると考えています。

このようなことから、将来の使い方、施設の規模や機能、動線（選手・関係者、観客、VIP、メディア等）を含め、施設の運営をどうするのかを想定した上で施設を整備する必要があります。

▶ 再生可能エネルギーの活用などによる環境にやさしい施設

様々な再生可能エネルギーの活用や効果的な空調システムの導入により、環境にやさしい施設を整備することが必要です。

▶ 多目的での利用

大規模な施設を整備する場合、どうやってランニングコストを生み出すのか、県民の生活にどうリンクしていくのかが重要になってくると考えています。このため、県民にとって大切な施設になるように、スポーツだけでなく、コンサートなどの催しや、災害時の防災活動の拠点など、様々な用途に活用できるとともに、老後や出産、子育ても含めて、安心して生活できるよう、この施設が県民にとっての憩いの場であり、集える場所となることも重要です。

2. 整備基本方針

整備にあたっての基本的な考え方を踏まえ、目指す姿を実現するための柱となる考え方を整備基本方針として示します。

(1) 県有スポーツ施設としてのあるべき機能・設備を備えた施設

① スポーツを楽しむ環境を整える

- ・年齢・性別・障害のあるなしに関係なくスポーツを楽しむことができる施設の整備
- ・施設の老朽化等に対応した施設の整備

する

② 競技力の向上を支援する環境を整える

- ・アスリートの練習環境が整った施設の整備
- ・指導者の育成、競技団体の連携が図れる施設の整備

育てる

③ スポーツツーリズムを推進できる環境を整える

- ・全国規模の大会などの開催に必要な基準を満たした施設の整備
- ・プロスポーツのような『観る』スポーツに対応した施設の整備
- ・トップアスリートのキャンプや合宿などに対応した施設の整備

観る

(2) 支える側も楽しめる施設

- ・応援やスポーツボランティアを通じて運営を支えるなど、スポーツを支える側も活用できる施設の整備

支える

(3) 多目的な利用ができる施設

- ・スポーツを行わない人でも憩い、集えるような施設の整備
- ・コンサートなど、スポーツ以外での利用が可能な施設の整備

憩い、にぎわう

エリアに付加すべき機能

(1) アクセスのしやすさ

- ・周辺道路とのアクセスやわかりやすい案内標識の整備
- ・利用者の利便性向上のための駐車場の整備

(2) 環境への配慮

- ・様々な再生可能エネルギーを活用した施設の整備
- ・周辺の景観に配慮した施設の整備

(3) 防災拠点としての活用

- ・防災拠点としての機能を備えた施設の整備



第4章 整備基本計画

1. 整備の方向性

第2章で整理した「施設の課題」、第3章の「整備にあたっての基本的考え方」「整備基本方針」を踏まえたうえで、施設整備の方向性を示します。

(1) スポーツを楽しむ環境を整える

① 年齢・性別・障害のあるなしに関係なくスポーツを楽しむことができる施設

(障害者や高齢者にもやさしい施設) の整備

- ・誰もがスポーツを楽しむことができる環境を作るため、施設をユニバーサルデザイン化（エレベーターの設置、段差解消、障害者専用駐車場の設置、弱視の方に配慮した明るさや色合いの工夫、車いす利用を想定した通路のデザイン、高齢者にも配慮した工夫、障害者スポーツの特徴に合わせた設備等の対応、空港や駅などの玄関口からの動線を含めたUD化など）する。

② 施設の老朽化等に対応した施設の整備

- ・施設の老朽化に伴い、雨漏りや壁のひび割れなどが起こっている陸上競技場や水泳場、庭球場、エアライフル射撃場、ボクシング場・フェンシング場を改修する。
- ・市村記念体育館は築50年以上が経過し、施設の老朽化により、例えば、床が損傷しているものについては、研磨し、修理をしながらこれまで大切に使用してきたが、これ以上の研磨ができなくなっている。また、昭和38年に建設された施設でもあることから、現在のスポーツ施設に求められる規模や機能が不足している状況にある。市村記念体育館周辺のエリアは、図書館、美術館、博物館など文化関連施設が集積するエリアであることも踏まえ、今後は他用途での利用を検討する。

(2) 競技力の向上を支援する環境を整える

① アスリートの練習環境が整った施設の整備

- ・総合体育館を障害者も含めたアスリートの競技力強化のためのトレーニングセンターと位置づけ、競技の練習拠点として必要な改修等を行う。

- ・トレーニング環境の改善を図るため、ボクシング場・フェンシング場は総合体育館へ、エアライフル射撃場は第2補助競技場へ移設する。
- ・選手を育てるという視点から、県内の選手が集って合同練習をしたり、県外のチームを招聘して練習試合をしたりする際に合宿ができるような施設が必要になることから、管理棟の合宿所をリノベーションする。

② 指導者の育成、競技団体の連携が図れる施設の整備

- ・競技団体間の連携を図るための研修室等を整備する。

(3) スポーツツーリズムを推進できる環境を整える

① 全国規模の大会などの開催に必要な基準を満たした施設、トップアスリートのキャンプや合宿などに対応した施設の整備

- ・スポーツをするために様々な人が集まってくるようなスポーツツーリズムを推進できる施設となるためには、全国規模の大会が開催できるような施設が必要である。特に国体開催基準を満たしていないような施設（陸上競技場、水泳場、庭球場）については、基準に適合させるよう改修する。なお、大会の時だけ必要となる施設等については、基本的には仮設で対応する。

② プロスポーツのような『観る（LIVE）』スポーツに対応した施設の整備

- ・現在の総合体育館は選手育成のための競技場は整っているが、観客席数や選手の動線、諸室、収納の問題から、ただ試合を見るだけでなく、魅せられて楽しむような試合への対応が難しいのが現状である。このようなことから、県の施設でしかできない、トップアスリートやプロの試合を快適な環境で観戦でき、国内外から様々な人が集まってくるような、スポーツツーリズムの需要を受け入れることができる『観る』スポーツに対応したアリーナを整備する。
- ・『観る』スポーツに対応した施設を整備するにあたっては、運営する側にとって使いやすく、観客にとって観やすいよう考慮して整備する。

(4) 支える側も楽しめる環境を整える

- ・運営を支えるスポーツボランティアなどが活用できる諸室を整備する。

(5) 多目的な利用ができる環境を整える

① スポーツを行わない人でも憩い、集えるような施設の整備

- ・スポーツをしない人でも憩い、集えるような施設となるよう、カフェやレストラン、スポーツショップ、ランニングステーションなどが入ることができるテナント棟を整備する。また、エリアに点在しているスポーツ施設をつなぎ、一体的な空間を整備する。

② コンサートなど、スポーツ以外での利用が可能な施設の整備

- ・新たに整備するアリーナは、スポーツだけの利用にとどまらず、コンサートや展示会、会議など、多目的でも利用が可能となるように整備する。

(6) アクセス環境を整える

① 周辺道路とのアクセスやわかりやすい案内標識の整備

- ・シャトルバスなどによる移動手段や駐車場への交通ルート、駅からの動線上の道路のデザイン、新たな交通体系などを関係機関と連携して検討する。
- ・車などを利用して施設を利用される方にわかりやすいよう、施設周辺も含めて案内標識を整備する。

② 利用者の利便性向上のための駐車場の整備

- ・施設利用者の利便性向上のため、障害者用の駐車場や選手・関係者用の駐車場、選手の荷物搬入・搬出用の駐車スペースなどを施設周辺に整備する。
- ・各種大会の応援などにより来場される方の駐車場をより多く確保するため、今後の利用増も見込み、庭球場東の国家公務員宿舍跡地及び第2補助競技場に新たに駐車場を整備する。なお、駐車場は多目的に利用できるよう、車止めや樹木スペース、通路などを除き、出来るだけシンプルになるよう整備する。
- ・限られた駐車場の有効利用のため、隣接する佐賀市文化会館との駐車場の相互利用などを検討するとともに、公共交通機関の利用促進、収益などを考慮し、駐車場の有料化を検討する。

(7) 環境への配慮

① 様々な再生可能エネルギーを活用した施設の整備

- ・新たに整備する施設を含め、様々な再生可能エネルギーの活用や効果的な空調システムの導入等により、環境にやさしい施設を整備する。

② 周辺の景観に配慮した施設の整備

- ・施設の整備にあたっては、圧迫感を抑えた施設外観など周辺環境に配慮したものに
する。また、既存の樹木も含め、周辺の景観に配慮して整備する。

(8) 防災拠点としての活用

- ・新しく整備するアリーナを大規模な災害が起こった時の防災拠点として活用できるよう、
防災拠点として必要な機能を備えた施設として整備する。

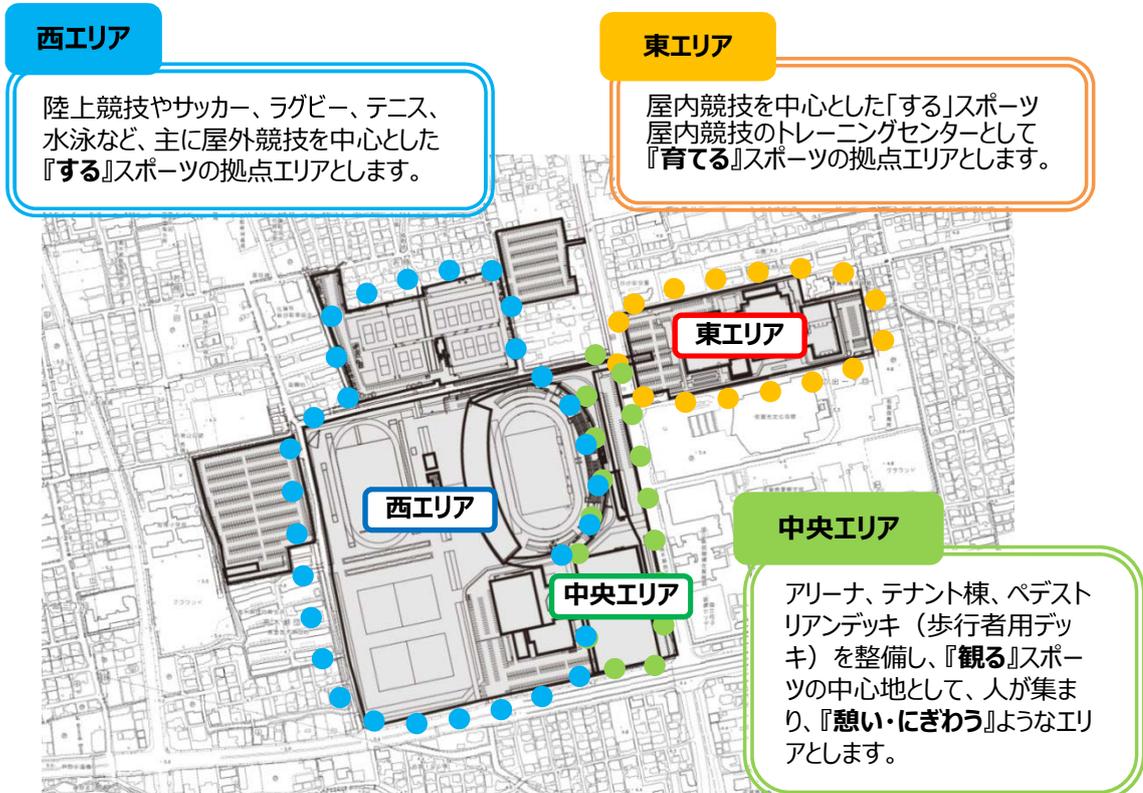
2. エリアのゾーニング

総合運動場・総合体育館エリアのゾーニングについては、各施設の役割を踏まえ、総合運動場の競技施設周辺を「西エリア」、総合運動場陸上競技場の東側の国道に面した駐車場周辺を「中央エリア」、総合体育館周辺を「東エリア」と区分し、それぞれのエリアの基本的な考え方を図に示します。

エリア	施設名	観る	する	育てる	憩い、にぎわう	支える
西エリア	陸上競技場		◎	○		○
	水泳場		◎	○		○
	庭球場		◎	○		○
中央エリア	アリーナ	◎	○			○
	テナント棟、デッキ				◎	
東エリア	総合体育館		○	◎		○

◎：拠点施設として整備

各施設の役割



総合運動場・総合体育館エリアのゾーニング

3. 整備内容

(1) 新たに整備する施設

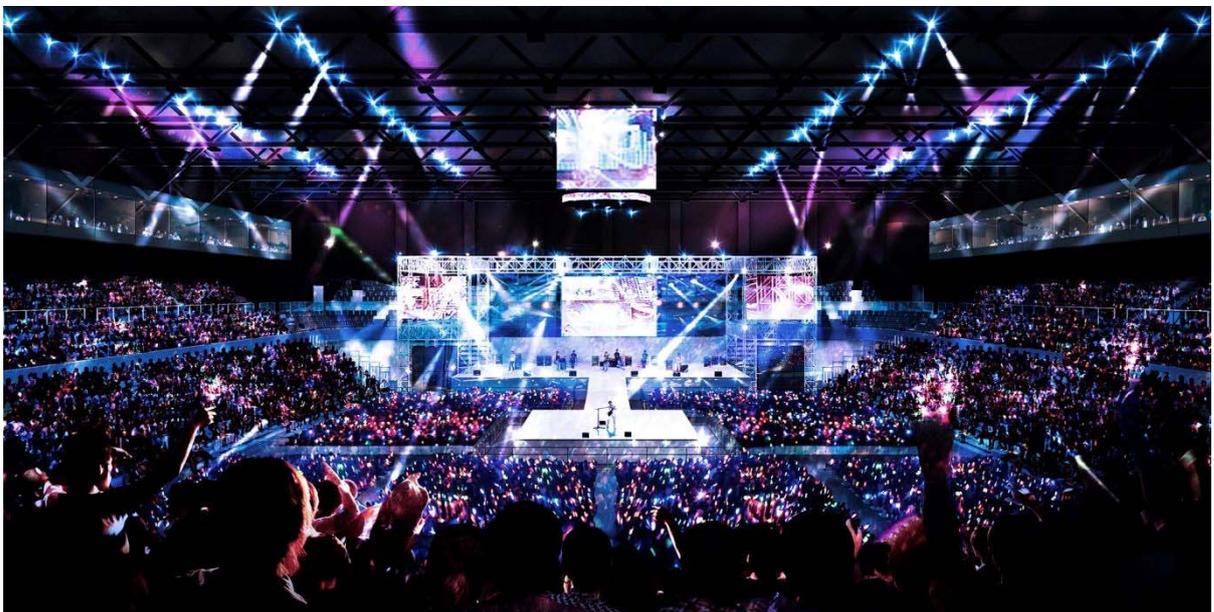
① アリーナ

- ・『観る』スポーツの拠点施設として、トップアスリートやプロの試合を観やすい施設とするため、メインアリーナのフロアはバスケットボールコート3面の広さとする。
- ・観客席数は他都道府県の同規模体育館の状況やプロバスケットボールの基準を踏まえたうえで、メインアリーナの大きさとバックヤードのスペースを考慮し、6,000席以上の規模（固定席4,000席以上の規模）とする。
- ・プロスポーツやイベント等の運営者や使用者、観戦者等の視点で設計を行い、施設の利用価値を高めるために、以下の機能を備えた、運営者や使用者にとって使いやすく、観客にとって観やすいアリーナとする。
 - ▶ 施設機能（適正なサイズ、諸室配置の構造、運営の最適効率、実用的な駐車場配置、快適な空間等）
 - ▶ 設備機能（最適な照明、効果的な音響、機能的な大型映像、実用的な電源環境、快適な通信環境等）
 - ▶ 運営機能（適切な観客席数、最適な座席構造、適切な広さの過不足ないトイレ、最適な飲食環境等）
 - ▶ 安全機能（適切な避難経路、臨時自家発電設備、監視カメラシステム、AED設備、最適な動線の確保等）
- ・アリーナの外観の形状はシンプルにして、プロスポーツやイベント等のプランナーにとって機能的で使いやすい施設を迫及する。
- ・コンサートにも対応するため、フロアは機材を直接搬入できるような仕様にし、壁は適正な残響時間を考えた構造等とする。
- ・通路の広さ、段差の解消、トイレのUD化、エレベーターの設置など、障害者が観戦するだけでなく、スポーツをすることも想定した、障害者の視点で設計された、全国でもここだけの「人にやさしい」施設とする。
- ・災害時における防災活動の拠点として必要な機能を備えた施設とする。

<スポーツ利用>

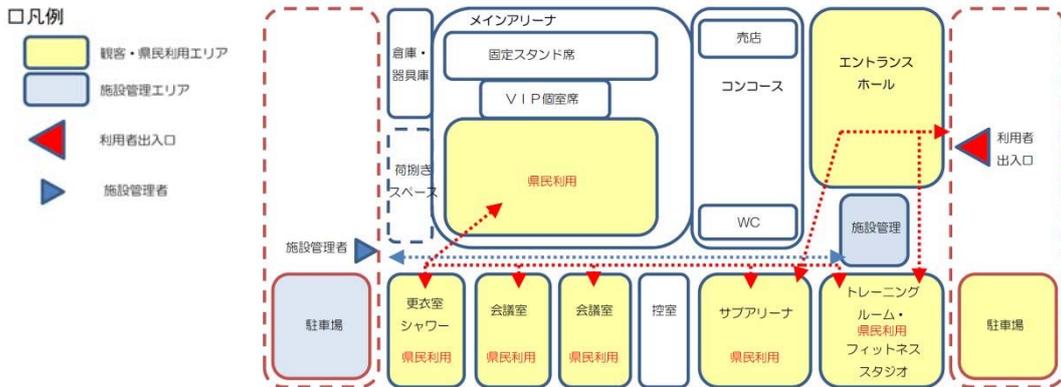


<コンサート利用>

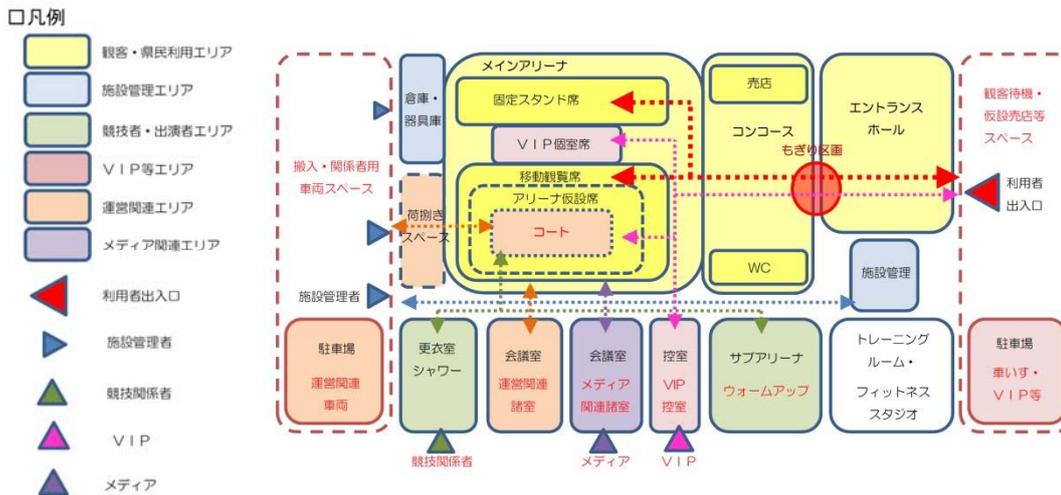


アリーナ利用イメージ図

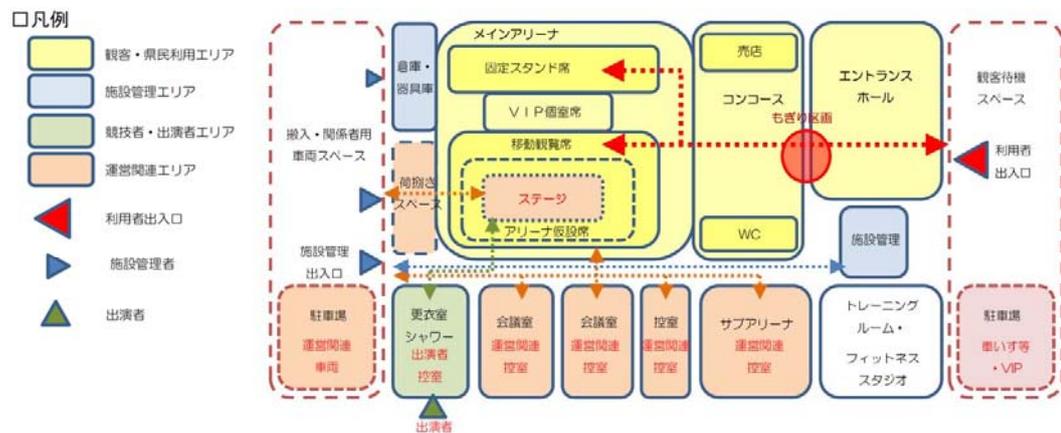
■ 通常時利用イメージ



■ スポーツイベント時利用イメージ



■ 音楽イベント時利用イメージ



アリーナの導入機能と運営イメージ

② テナント棟

- ・人が憩い、集えるような場所とするため、カフェやレストラン、スポーツショップ、ランニングステーション、スポーツパーク、フィットネススタジオ等の有料テナントが入ることができるテナント棟をペDESTリアンデッキ（歩行者用デッキ）と一体的に整備する。



テナント棟整備イメージ

<スポーツパーク>



<フィットネススタジオ>



<レストラン>



<スポーツミュージアム>



<カフェ>



<コンビニ>

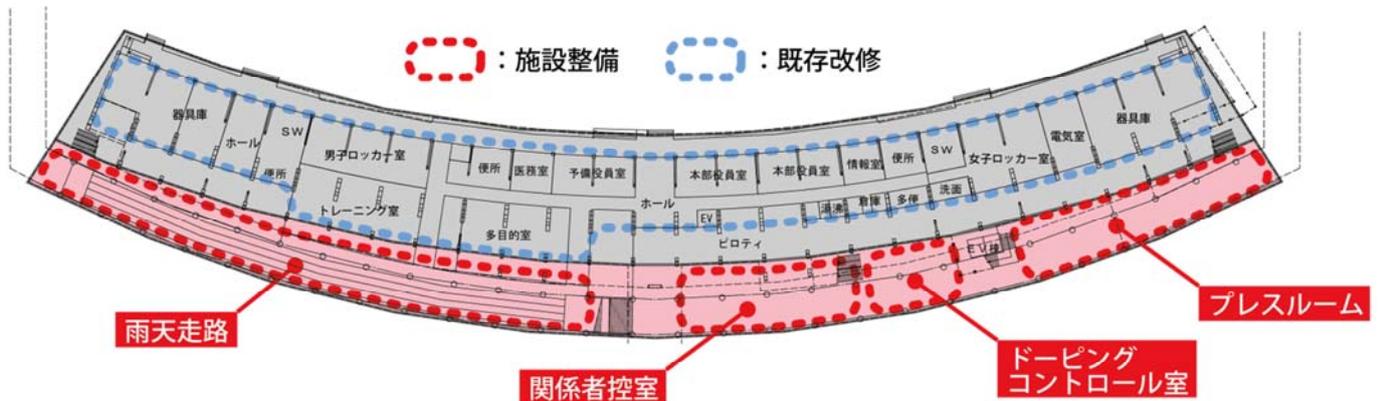


テナント棟活用イメージ

(2) 既存施設

① 総合運動場 陸上競技場

- ・国体の陸上競技場の施設基準である第1種陸上競技場の基準を満たすため、雨天練習場の整備や走路の改修を行うとともに、大会運営のための諸室の整備や老朽化した施設の改修などを行う。



陸上競技場改修イメージ

② 総合運動場 水泳場

- ・国体の水泳競技の施設基準を満たすとともに、利用者の利便性を向上させるため、コース幅を変更し、屋外50mプールを屋内プールへ改修する。



③ 総合運動場 庭球場

- ・国体のテニス競技の施設基準を満たすとともに、利用者の利便性を向上させるため、コートを整備（14面⇒16面）、老朽化したコートの改修を行う。



④ 総合運動場 ボクシング場・フェンシング場

- ・総合体育館敷地内へ移転整備する。



⑤ 総合運動場 エアーライフル射撃場

- ・第2補助競技場へ移転整備する。



⑥ 総合運動場 管理棟

- ・管理棟の合宿所をリノベーションする。

⑦ 総合運動場 駐車場

- ・公務員宿舍跡を駐車場（約 300 台）として整備する。
- ・第2 補助競技場を駐車場（約 700 台）として整備する。

⑧ 総合体育館

- ・大競技場の空調改修、小競技場、剣道場、柔道場等の空調を整備する。
- ・ボクシング場・フェンシング場を整備する。

⑨ 市村記念体育館

- ・体育施設としての用途を廃止する。

(3) その他外構等

① ペDESTリアンデッキ（歩行者用デッキ）

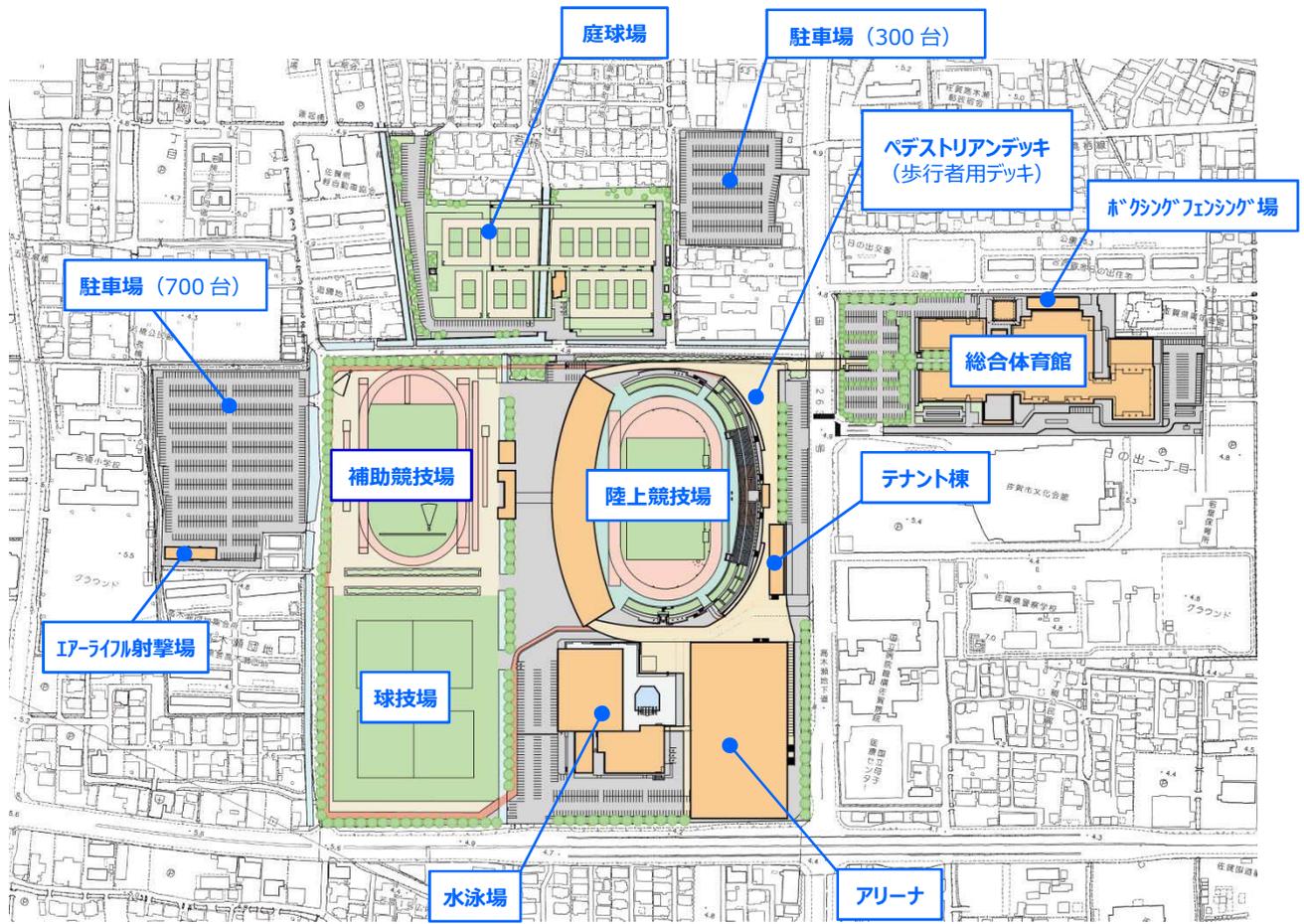
- ・観客と関係者の動線を分けることができるとともに、人と車の動線も分けることができるよう、総合運動場と総合体育館、陸上競技場とアリーナ、水泳場をつなぐようにペDESTリアンデッキ（歩行者用デッキ）を整備する。



ペDESTリアンデッキ整備イメージ

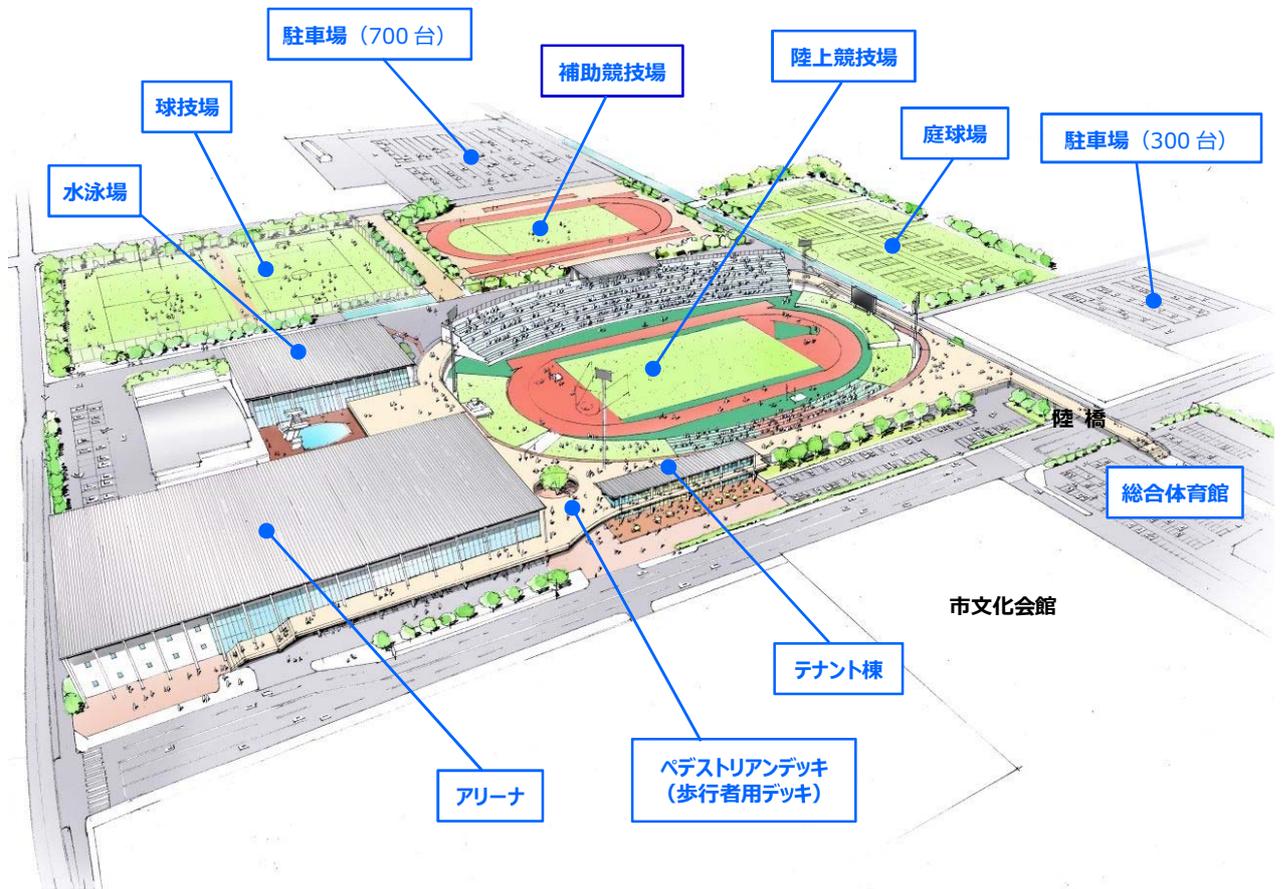
② 外構整備

- ・日常的に使える公園的な空間として、陸上競技場周辺にベンチなど設けるとともに、木陰や子供の遊び場、イベントスペースなど、人が憩い、集えるような場所として整備する。



整備基本計画全体構想図

4. 整備イメージ



総合運動場・総合体育館エリア整備イメージ

第5章 整備スケジュール

1. 整備スケジュール

施設	細目	総合計画				ラグビー ワールドカップ	東京 オリ・パラ	世界 水泳	フレ大会	国体・全障 スポ大会
		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)
陸上 競技場	スタンド			基本設計	実施設計			工事		
	トラック			設計	工事					
アリーナ	アリーナ			基本設計	実施設計			工事		
水泳場	50m屋内プール			基本設計	実施設計			工事		
補助 競技場	器具倉庫		設計	工事						
	トラック		設計	工事						
球技場	グラウンド	設計	工事							
庭球場	コート・人工芝			設計	工事					
エアライフル 射撃場	エアライフル射撃場			設計	工事					
総合 体育館	空調		設計	工事						
	ホークリング・フィンギング場			設計	工事					
駐車場 整備	公務員宿舍跡			設計	工事					
	第2補助競技場					設計	工事			
周辺整備	ペDESTリアンデッキ (歩行者用デッキ)			基本設計	実施設計			工事		
	テナント棟			基本設計	実施設計			工事		

2. 施設整備計画の具体化に向けて

施設整備計画の具体化に向けて、地域住民への説明を行うとともに、新たな交通計画及び財源の確保を検討していきます。

○ 地域住民の理解

施設整備にあたっては、整備内容等について近隣住民の皆さんに事前に説明を行い、理解を得るように努めます。

○ 交通計画の検討

総合運動場・総合体育館エリアは、佐賀駅や空港、高速道路などの交通機関に近く、アクセスがよい一方で、週末のスポーツ大会やイベント開催時には周辺の道路や駐車場で渋滞が発生しています。

この対策として今回の整備計画において新たに駐車場の整備を行うこととしておりますが、プロスポーツの試合や大規模イベント時における更なる対策も必要になります。

このようなことから、佐賀市をはじめ、関係者と協力しながら、駐車場の配置等を含めた交通体系の検討を行い、必要であれば道路の整備等を行っていきます。

○ 土地利用の規制

整備計画地は、大部分の用途地域が第1種住居地域であることから、今後、本基本計画をもって整備計画地の将来の土地利用方針を示し、本基本計画に合わせた用途地域の変更について佐賀市と協議を行っていきます。

○ 新たな財源の調査・検討

施設整備の財源としては、県の一般財源のほか、国の補助制度等を活用するとともに、ネーミングライツやふるさと納税制度の活用など、新たな財源の確保のために調査・検討していきます。

3. 施設運営における戦略について

今回、整備を行う施設を最大限に活用し、収益を生み出すような施設とするためにも、集客される人々の滞在環境、宿泊環境、移動環境等、施設を中心とした経済的戦略に基づいた都市戦略が必要です。

また、収益力の高いコンテンツを誘致していくためには、プロモート、プロデュース能力を備えた組織、人材、機能に加え、コンテンツを効果的にマネジメントするための事業戦略が必要です。

施設をより効果的に活かすために、今後、都市戦略、事業戦略において関係機関と協議・検討を行っていきます。